

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示について

令和元年6月
消防庁予防課

【概要】

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。令和元年7月1日施行。）により、工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部が改正されることに伴い、当課が所管する告示中の旧工業標準化法に規定する以下の文言等を引用している部分について、工業標準化法改正後の文言等に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行う。

(旧)	(新)
「工業標準化法」	「産業標準化法」
「日本工業規格」	「日本産業規格」
「第十七条第一項」	「第二十条第一項」
「第十九条第一項」	「第三十条第一項」

【対象法令】

- ・ 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）
- ・ 蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）
- ・ 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）
- ・ 開放型散水ヘッドの基準（昭和48年消防庁告示第7号）
- ・ 防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年消防庁告示第11号）
- ・ キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）
- ・ 避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）
- ・ ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号）
- ・ 配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成7年消防庁告示第1号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年消防庁告示第2号）
- ・ 粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年消防庁告示第4号）
- ・ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成7年消防庁告示第7号）
- ・ 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）

- ・加圧送水装置の基準（平成 9 年消防庁告示第 8 号）
- ・耐火電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 10 号）
- ・耐熱電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 11 号）
- ・誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）
- ・合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号）
- ・スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成 13 年消防庁告示第 37 号）
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）
- ・必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 16 年消防庁告示第 13 号）
- ・消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成 16 年消防庁告示第 25 号）
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）
- ・金属製管継手及びバルブ類の基準（平成 20 年消防庁告示第 31 号）
- ・配管の摩擦損失計算の基準（平成 20 年消防庁告示第 32 号）
- ・屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年消防庁告示第 2 号）
- ・特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年消防庁告示第 5 号）
- ・消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項（平成 26 年消防庁告示第 9 号）
- ・消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定（平成 28 年消防庁告示第 20 号）

【施行期日】

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）

○消防庁告示第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

消防庁長官 黒田武一郎

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（自家発電設備の基準の一部改正）

第一条 自家発電設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二第一号(二)から(四)までの規定中「あつては」を「あつては」に改め、同号(七)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号(九)、(十)及び(十一)ハ中「あつては」を「あつては」に改め、同号(十一)ロ(イ)中「あつても」を「あつても」に改め、同号(十一)ロ(ロ)及び(ハ)、同号(十)並びに同第二号中「あつては」を「あつては」に改める。

（蓄電池設備の基準の一部改正）

第二条 蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二第二号(一)イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第

一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号(二)イ中「密閉形ニツケル」を「密閉形ニツケル」に改める。

(非常警報設備の基準の一部改正)

第三条 非常警報設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第六号)の一部を次のように改正する。

第三第一号(五)イ(イ)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(開放型散水ヘッドの基準の一部改正)

第四条 開放型散水ヘッドの基準(昭和四十八年消防庁告示第七号)の一部を次のように改正する。

第二第二号中「くるい」を「狂い」に改め、同第三号中「日本工業規格」を「産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格」に改める。

(防炎性能に係る耐洗たく性能の基準の一部改正)

第五条 防炎性能に係る耐洗たく性能の基準(昭和四十八年消防庁告示第十一号)の一部を次のように改正する。

第三第一号中「切り取った」を「切り取った」に、「あつては」を「あつては」に改め、同第二号(二)イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同第三号(二)イ中「日本工業規格」を「日本産業規

格」に改める。

(キュービクル式非常電源専用受電設備の基準の一部改正)

第六条 キュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和五十年消防庁告示第七号)の一部を次のように改正する。

第三第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部改正)

第七条 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和五十一年消防庁告示第九号)の一部を次のように改正する。

第三第一号(二)イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同第二号(一)及び(二)中「あつては」を「あつては」に改める。

(避難器具の基準の一部改正)

第八条 避難器具の基準(昭和五十三年消防庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

第九第一号(二)から(四)までの規定中「あつては」を「あつては」に改め、同第二号(一)の表中「日本工業規格 G 三一〇一」を「産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に

規定する日本産業規格（以下「JIS」という。） G 三一〇一」に、「日本工業規格 G 三四四四」を「JIS G 三四四四」に、「日本工業規格 G 三四五二」を「JIS G 三四五二」に、「日本工業規格 G 三五二五」を「JIS G 三五二五」に、「日本工業規格 G 三一二三」を「JIS G 三一二三」に、「日本工業規格 B 二八〇一」を「JIS B 二八〇一」に、「日本工業規格 B 二八〇二」を「JIS B 二八〇二」に、「日本工業規格 F 二一〇六」を「JIS F 二一〇六」に、「日本工業規格 L 二七〇三」を「JIS L 二七〇三」に改め、同号(三)及び(五)中「あつては」を「あつては」に改め、同第三号(一)中「日本工業規格」を「JIS」に、「行つた」を「行つた」に、「あつては」を「あつては」に改める。
（ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準の一部改正）

第九条 ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和五十六年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(六)から(八)までの規定中「あつては」を「あつては」に改め、同号(二)中「かかった」を「かかった」に改め、同号(三)中「あつては」を「あつては」に、「かかった」を「かかった」に改め、同号(四)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同第二号(一)及び(四)から(六)までの規定中「あつて

は」を「あつては」に改め、同第三号(二)中「当たつての」を「当たつての」に改める。

(配電盤及び分電盤の基準の一部改正)

第十条 配電盤及び分電盤の基準(昭和五十六年消防庁告示第十号)の一部を次のように改正する。

第四第一号(一)口中「日本工業規格」を「産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格」に改め、同号(一)ハ(イ)及び(ロ)並びに同号(二)ニ(ロ)及び(ハ)中「あつては」を「あつては」に改め、同号(三)中「よつて」を「よつて」に改める。

(消防用設備等試験結果報告書の様式の一部改正)

第十一条 平成元年消防庁告示第四号(消防用設備等試験結果報告書の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第三十八まで中「ロキハ継ぎ器」を「ロキ耐継ぎ器」に改める。

(不活性ガス消火設備等の放出弁の基準の一部改正)

第十二条 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準(平成七年消防庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部改正)

第十三条 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（粉末消火設備の定圧作動装置の基準の一部改正）

第十四条 粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成七年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準の一部改正）

第十五条 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成七年消防庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目の一部改正）

第十六条 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成八年消防庁告示第二号）の一

部を次のように改正する。

第八第二号(一イ)中「日本工業規格G三一〇一」を「産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。）G三一〇一」に、「日本工業規格G三四四四」を「JISG三四四四」に、「日本工業規格G三四六六」を「JISG三四六六」に、「日本工業規格G三五二五」を「JISG三五二五」に改め、同号(一ハ)中「日本工業規格」を「JIS」に改め、同第四号(一イ、ロ及びホ、同号(三)イ並びに同号(四)イ中「日本工業規格」を「JIS」に改め、同第五号(二)の表中「日本工業規格（以下「JIS」という。）」を「JIS」に改め、同第七号(一)ロ及びホ中「日本工業規格」を「JIS」に改める。

（加圧送水装置の基準の一部改正）

第十七条 加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

第五第一号(六)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（耐火電線の基準の一部改正）

第十八条 耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(二)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(耐熱電線の基準の一部改正)

第十九条 耐熱電線の基準(平成九年消防庁告示第十一号)の一部を次のように改正する。

第三第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(誘導灯及び誘導標識の基準の一部改正)

第二十条 誘導灯及び誘導標識の基準(平成十一年消防庁告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(合成樹脂製の管及び管継手の基準の一部改正)

第二十一条 合成樹脂製の管及び管継手の基準(平成十三年消防庁告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第十第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(スプリンクラー設備等の送水口の基準の一部改正)

第二十二条 スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成十三年消防庁告示第三十七号)の一部を次

のように改正する。

第三第一号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部改正)

第二十三条 平成十四年消防庁告示第八号(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「ロキハ燃~~燃~~」を「ロキ耐燃燃~~燃~~」に改める。

(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

第二十四条 平成十六年消防庁告示第十三号(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の一部を次のように改正する。

第五第九号(二)の表中「日本工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関

する講習の実施に関し必要な細目の一部改正)

第二十五条 平成十六年消防庁告示第二十五号(消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~ロヤハ~~」を「~~ロヤ耐~~」に改める。

(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部改正)

第二十六条 平成二十年消防庁告示第十九号(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「~~ロヤハ~~」を「~~ロヤ耐~~」に改める。

(金属製管継手及びバルブ類の基準の一部改正)

第二十七条 金属製管継手及びバルブ類の基準(平成二十年消防庁告示第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(配管の摩擦損失計算の基準の一部改正)

第二十八条 平成二十年消防庁告示第三十二号（配管の摩擦損失計算の基準）の一部を次のように改正する。

第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第一から別表第七まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部改正）

第二十九条 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三第四号(三)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正）

第三十条 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十六年消防庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

第三第一号(一)ホ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示

対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部改正)

第三十一条 平成二十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項）の一部を次のように改正する。

様式一から様式七まで中「~~ロオハ~~」を「~~ロオハ~~」に改める。

（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定の一部改正）

第三十二条 平成二十八年消防庁告示第二十号（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定）の一部を次のように改正する。

第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第二号から第四号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。